

第五章 特定空家等に対する措置

(新設)

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば宿泊等をし難く保険上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとる助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導を受けた場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないことを認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による助言を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する事由並に意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公間に意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようする者又はその代理人の出頭を求めて、公間に意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行った場合においては、第三項の規定によって命じようする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、聴入を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第二項の規定に必要な措置を命じた場合において、その措置を命じた者の措置を履行しないとき、履行して十分でないとき又は履行してから期日を超過して十日以上が経過した場合においては、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを命じ、自ら義務を負わなければ行を止め、又は除却してしまわなければならない。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようする場合において、過失がなくしてその措置を命じた者の措置を命じた場合においては、（以下「命令対象者」といふ。）を確実する（過失がなくして第一項の助言又は指導が行われた者を確認することができる場合は、第二項に定める手続により命令を行なうことができる（これを「命令の発行」といふ。））を、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自行し、又はその命じた者若しくは委託した者（以下「手続及び命令実施者」といふ。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、当該手続及び命令実施者においてその措置を行なう旨及びその期限までにその措置を行なうときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公表しなければならない。

11 市町村長は、災害による非常事態の場合において、特定空家等が災害による危険な状態にある当該特定空家等に係る施設、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を必要があると認めたときは、第三項から第八までの規定により当該措置をとることを命じるときは、市町村長は、（同法第二条第一項の規定による）その措置を執行する。

12 第二項の規定により負担せし費用の徴収については、行政手続法（第五条及び第六条の規定による）。

13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他の国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は拒げなければならない。

15 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に關し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に關し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第六章 空家等管理活用支援法

(新設)

(空家等管理活用支援法の指針)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理又は活用する業務を行なうことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を真正かつ確実に行なうことができる認められるものを、その申請により、空家等の管理又は活用する業務を行なうことを目的とする者（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定により指定したときは、当該支援法人の名前又は登録番号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称又は登録番号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行なうものとする。

一 空家等の所有者等の空家等の管理又は活用を行う者に対する助言をして、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又は活用のため必要な援助を行うこと。

2 委託に基づき、定期的に空家等の状況の確認、空家等の管理又は活用のための手続による改善のための手続による改善のため必要な事務又は事務を行うこと。

3 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。五 空家等の管理又は活用に関する普及を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用に關するに必要な事務又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に關する必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第三項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定による指定を取り消したときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に關する必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からもその空家等の運営に係る空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下「この項及び次項において「所有者等関連情報」といふ。）の提供の求めがあつたときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に對し、所有者等関連情報の報告を受けるものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に對し、所有者等関連情報の提供を請求するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報の提供を受けることについて本人（当該所有者等関連情報によて識別される個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その内容が判断しているものに對して求めれば足る。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行なうに必要があると認めたときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は更新をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の要素を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は更新をする旨がについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は更新をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不適空家等又は特定空家等に對し、その適切な管理のため特に必要があると認めたときは、市町村長に対し、第十四条第一項の規定による要請をなすことができる。

2 市町村長は、空家等の状況による要請があつたときは、必要があると認めたときは、第十四条各項の規定による要請をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があつた場合において、第十四条各項の規定による要請をするのを要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に付与するものとする。

第七章 増則

(新設)

(過料)

第三十条 第二十二条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

第八章 則則

(新設)

(過料)

第三十一条 第二十二条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に關し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば宿泊等をし難く保険上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとる助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導を受けた場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないことを認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期間を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による助言を受けた者が正當な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを勧告することができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する事由並に意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公間に意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようする者又はその代理人の出頭を求めて、公間に意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行った場合においては、第三項の規定によって命じようする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、聴入を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定による命令を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公間に意見の聴取を行うことを請求することができる。

10 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようする者又はその代理人の出頭を求めて、公間に意見の聴取を行わなければならない。

11 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行った場合においては、第三項の規定によって命じようする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

12 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、聴入を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他の国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は拒げなければならない。

15 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に關し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に關し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(新設)

13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他の国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は拒げなければならない。

15 第三項の規定により必要な措置を命じようする場合においては、過失がなくてその措置を命じた者を確実に負担することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導若しくは第二項の勧告が行われた者を確認することができないため第三項に定めた手続により命令を行なうことができないとき）市町村長は、（この旨の負担において、その措置を自行し、又はその命じた者若しくは委託した者若しくは行なうことができる。この場合においては、相手の負担を定めて、その措置を行なう旨及びその期限までにその措置を行なわなければならぬ旨を公表しなければならない。

16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に關し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に關し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(新設)

(新設)

13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他の国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は拒げなければならない。

15 第三項の規定により必要な措置を命じようする場合においては、過失がなくてその措置を命じた者を確実に負担することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導若しくは第二項の勧告が行われた者を確認することができないため第三項に定めた手続により命令を行なうことができないとき）市町村長は、（この旨の負担において、その措置を自行し、又はその命じた者若しくは委託した者若しくは行なうことができる。この場合においては、相手の負担を定めて、その措置を行なう旨及びその期限までにその措置を行なわなければならぬ旨を公表しなければならない。

16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に關し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に關し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置)

第十五条 国及び地方公共団体は、市町村が行なう空家等対策計画に基づき空家等に關する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に關する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行なう空家等対策計画に基づき空家等に關する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。